

航空自衛隊仕様書					
仕様書の種類	内容による分類		装備品等仕様書		
	性質による分類		個別仕様書		
物品番号			仕様書番号		
品名 又は 件名	ディーゼルエンジンオイル		C & L P S - P 6 8 0 7 7 - 1		
			大臣承認	平成 年 月 日	
			作成	昭和 2 5 年 4 月 5 日	
			改正	平成 2 9 年 3 月 9 日	
				平成 年 月 日	
作成部隊等名	補給本部				

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において車両等のディーゼルエンジンに使用するディーゼルエンジンオイルについて適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 によるほか、次による。

1.2.1

自隊ドラム

防衛省から差し出されるドラムのことをいう。

1.2.2

新ドラム

契約の相手方が準備する新品のドラムのことをいう。

1.3 種類

種類は、API, JASO M 355及びSAEに基づき、表1によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書で指定する。

表1－種類

API サービス分類	JASO 種類	SAE 粘度分類	納入 単位	納入区分	物品番号
CD級	—	10W-30	20L	ペール缶	9150-282-7480-5
			200L	ドラム缶	9150-419-0877-5
CE級	—	15W-40	20L	ペール缶	9150-282-7446-5
CF級			200L	ドラム缶	9150-419-0875-5
CF-4級					

品 名	ディーゼルエンジンオイル
-----	--------------

表 1 - 種類 (続き)

API サービス分類	JASO 種類	SAE 粘度分類	納入 単位	納入区分	物品番号
CD級 CE級 CF級 CF-4級	—	10W	20L	ペール缶	9150-282-7479-5
			200L	ドラム缶	9150-003-8268-5
	—	30	20L	ペール缶	9150-282-7478-5
			200L	ドラム缶	9150-007-5819-5
	—	40	20L	ペール缶	9150-282-7477-5
			200L	ドラム缶	9150-007-5820-5
—	DH-2	10W-30	20L	ペール缶	—
			200L	ドラム缶	9150-427-7431-5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、1.3の表1に示すAPIサービス分類又はJASO種類、SAE粘度分類及び納入単位とし、例1又は例2による。ただし、APIサービス分類を限定しない場合は例3による。

例1 ディーゼルエンジンオイル，CF級，10W-30，200L

例2 ディーゼルエンジンオイル，DH-2，10W-30，200L

例3 ディーゼルエンジンオイル，CD级以上，10W-30，200L

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム
 JIS Z 1620 鋼製ペール
 JASO M 355 自動車用ディーゼル機関潤滑油
 NDS Z 0001 包装の総則
 API American Petroleum Institute
 SAE Society of Automotive Engineers

b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）
 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

品 名	ディーゼルエンジンオイル
-----	--------------

2 製品に関する要求

品質は、1.3 の表 1 に示す API サービス分類又は JASO 種類及び SAE 粘度分類による。

なお、API サービス分類又は JASO 種類及び SAE 粘度分類は製造会社の証明による。

3 品質保証

3.1 品質保証

製造会社の品質保証証明書又はこれに準ずるものによる。

3.2 監督及び検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、次による。

4.1 納入区分

a) ペール缶は JIS Z 1620 T形 1種 2号 F級とし、ドラム缶は JIS Z 1601 に規定するドラムタイプ C の M級とする。

なお、天地巻締めについては、市販規格の多重巻きとする。

b) ドラムは、自隊ドラム又は新ドラムとし、調達要領指定書で指定する。

なお、自隊ドラムの場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面は塗装するものとする。

c) ドラムは、消防法の危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び船舶安全法の危険物船舶運送及び貯蔵規則に適合したものとする。

4.2 外装

商習慣による。ただし、ペール缶の場合は、NDS Z 0001 による外面塗装は行わないものとする。

4.3 表示

外装の表示は、NDS Z 0001 による。ただし、自衛隊の標識は“防衛省”に替えて表示する。またドラムの場合、内容物質量 (N)、空ドラム質量 (T) 及び総質量 (G) は、記載しないものとする。

4.4 納入単位

15℃における容量 (L) とする。

5 その他の指示

契約の相手方は、物品番号が付与されていない場合は、C&LPS-Y00007 の 4.1.1 に基づき類別原資料を提出するものとする。